審　査　基　準

令和７年３月24日作成

法　　令　　名	道路交通法
根　拠　条　項	第94条第２項
処分の概要	免許証の再交付
原権者（委任先）	徳島県公安委員会（仮免許証の再交付については、徳島県警察本部長）
法令の定め	道路交通法施行規則第21条（免許証の再交付の申請）
審　査　基　準	（判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標準処理期間	申請の当日中
申　　請　　先	徳島県公安委員会（警察本部交通部運転免許課）
問い合わせ先	警察本部交通部運転免許課（０８８－６９９－０１１０）
備　　考	